

財政援助団体監査

- 監査対象 ①静岡市全国少年少女草サッカー大会開催事業補助金
【全国少年少女草サッカー大会実行委員会】
②静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金
【静岡市暴力追放推進協議会】
- 監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、2件の指摘と2件の指導を行いました。

★指摘事項

静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金の事務処理について

① キャッシュカードの管理方法について

市準公金取扱基準では、準公金の管理に際してキャッシュカードを作成した場合、準公金管理責任者である課の所属長又は担当課長が直接管理することが求められています。

しかし、暴力追放推進協議会の運営に要する準公金を事務局として管理する生活安心安全課は、当該準公金に関するキャッシュカードを作成しながらも、準公金管理責任者ではない係長に管理させており、準公金管理責任者の責任が果たされていない結果となっていました。

② 公文書と補助事業者の文書の編てつについて

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫において適正に保存されなければならないこととされていますが、本件補助金の交付に当たり市が補助事業者から収受し、市において保存すべき補助金交付申請書及び概算払請求書が、補助事業者の文書簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていました。